

社会福祉法人 社栄会 倫理・行動規範

平成 26 年 12 月 1 日策定

【はじめに】

私たち社栄会の職員は、常に利用者の基本的人権を尊重し、利用者へ最良のサービスが提供できるように自己研鑽・自己点検・相互点検をする中で、社会福祉専門職員として適切な行動がとれるように努めなければならない。

この倫理・行動規範は、私たち社栄会職員がとるべき判断と行動を示した基本的な指標であり、日々確認するものである。

【基本理念】

利用者の基本的人格を保障及び尊重し、障害があるなしに係らず、すべての人々が平等に生活する社会、ノーマライゼーションを基本理念とし、開かれた明るい施設づくりに励みます。

【職員の執務態度】

- 1、基本理念を理解し、実践します。
- 2、礼節を重んじ、あいさつをきちんとします。
- 3、清潔で安全な身だしなみを心がけます。
- 4、健康管理を怠らず、体調を整えて仕事に臨みます。
- 5、利用者が安全で快適に生活がおくれるよう施設を清潔にし、整理整頓をします。
- 6、利用者が事故や怪我をおこさないように、目配り・気配りを怠りません。
- 7、誰に対しても気分で態度を変えたり、好き嫌いで判断したりしません。
- 8、威圧的な態度、言葉遣いはしません。また職員同士の私語はしません。
- 9、利用者呼び捨て、ニックネームなどは使わず「さん」付け呼称を徹底します。
- 10、職員の都合で、利用者の必要とする介助を遅らせません。

【人権尊重】

- 1、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切にし、利用者本位のサービスを提供します。
- 2、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
- 3、意思決定や意思表示の困難な利用者に対しては、常に最善の方法を用いて利益と権利を尊重します。
- 4、虐待、身体拘束は決しておこないません。ただし拘束については、必然性がある時に同意をいただきます。

【専門的な支援】

- 1、専門職であることを自覚し、知識と技術の向上に努め、利用者に質の高いサービスの提供に努めます。
- 2、傾聴を心がけ利用者の思いを理解、受容し本人の能力を引き出せる支援計画を作成し実行します。
- 3、利用者の心身の変化に気づき安心して生活できるよう支援します。
- 4、常に専門職としての自己啓発・自己研鑽に努めます。
- 5、組織の一員であることを自覚し、他の職員と連携を図り業務を遂行します。

【プライバシーの保護】

- 1、居室と共用スペースとの区別は明確にし、居室に入る際にはロック等で承諾をもらうなど、プライバシーは尊重します。
- 2、排泄や着替えの際にはプライバシーの保護に配慮します。
- 3、プライバシーに関わる話は、人前ではしません。
- 4、業務上知りえた情報は決して外部には漏らしません。またその義務は生涯にわたって継続します。
- 5、個人が特定できるようなものや各種記録等は厳重に管理します。

【社会参加】

- 1、地域に理解と協力が得られるよう、地域福祉の推進に積極的に参加します。
- 2、地域の社会資源を把握し、情報の提供、活用、助言をおこないます。
- 3、地域移行や自立支援の通過施設であることを理解し支援します。

【法令の遵守】

- 1、常に関係法令や社栄会の定める規則を遵守します。
- 2、職員間での相互牽制をし、健全な施設運営に励みます。
- 3、事業や財務に関する情報等を公開し、透明性を確保します。

【おわりに】

この倫理・行動規範は定期的に見直し、その時代にあったものになるよう加除、修正を行います。また、不適切な行動があった場合には、組織として速やかに改善を図ります。

新規採用職員研修や各施設の研修などで積極的に活用し、職員への周知と定着を図ります。